

海田町告示第15号

海田町中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月23日

海田町長 竹野内 啓佑

海田町中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示

海田町中小企業融資制度要綱（昭和52年海田町告示第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（商工会法（昭和35年法律第89号）第14条の会員）」を削る。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 貸付限度額

ア 運転資金の場合は、一事業者1,000万円以内とする。

イ 設備資金の場合は、一事業者2,000万円以内とする。

第4条第4号ア中「1.325パーセント」を「2.125パーセント」に改め、同号イ中「1.625パーセント」を「2.425パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、施行の日以後に申込みを行う者について適用し、同日前に申込みを行った者については、なお従前の例による。